

# 建武政権期東大寺の東国所領獲得交渉

真福寺所蔵『八生一生得菩提事』紙背文書を通して

福島金治

Negotiation by Todaiji in the Kenmu Regime Period to Acquire Togoku shoryo: from Inscriptions on the Back of the Hassho Issho  
Toku-bodai-koto Document Held at Shinpukujji

はじめに

- ①『八生一生得菩提事』の書写人頼濟と真福寺
- ②『八生一生得菩提事』紙背文書とその年代と内容
- ③建武政権期の東大寺と東国  
おわりに

## 【論文要旨】

鎌倉幕府の崩壊は旧北条氏領に代表される膨大な關所地を生み出した。そのうち、旧鎌倉幕府および北条氏系寺院領の安堵については、建武政権によって安堵され所領没収の危機はなかったとする見解や建武元年（一三三四）六月一五日令以降に寺領没収令が発せられたがまもなくして撤廃されたとする見方などがある。未解決の部分がある。本稿では名古屋市大須真福寺所蔵『八生一生得菩提事』紙背文書を通してこの問題を検討した。

『八生一生得菩提事』は、東大寺東南院の頼濟の所持本で、同書の真福寺への伝来は、頼濟が真福寺開山能信と兄弟弟子の關係にあり、同寺の信諭は東大寺東南院聖珍法親王から伝授をうけていた師資相承關係がその背景に考えられる。一方、その紙背文書群は、建武二年（一三三五）一月以前の建武政権期の東大寺による朝廷との交渉を記したものである。東大寺の朝廷交渉は、佐渡国の東大寺知行国化、金沢北条

氏・称名寺旧領信濃国太田荘の獲得がみえており、その交渉には醍醐天皇の信頼が厚く東大寺大勸進職に補任された恵鎮もあたっていた。獲得にむけ、東大寺側は「天平勅施入」を主張しているが、それは武家の介入を排除して本所一円地を実現する論理として展開されていた。これに対し、称名寺は、このころ、足利直義の安堵の体系に組み込まれて北条氏の氏寺から足利氏の祈禱寺への転換をはかっていた。東大寺側は新田氏の援助を期待しているが、建武二年末以降の新田・足利氏の抗争は新田氏の敗北と足利氏の勝利に帰結するのであり、これにより東大寺の東国支配の拡大要求は阻止されたとみられる。東国では足利氏の安堵による莊園・公領を含めた知行体系が確立し、旧鎌倉幕府・北条氏系寺院もその体系に含みこまれ、新たに成立した武家政権下の寺院として再出発することになったとみることができる。

## はじめに

鎌倉幕府の崩壊は、旧北条氏領に象徴される膨大な關所地を生み出し、人々は建武政権に安堵を求めた。關所の対象とされた所領は、①関東御領、②旧北条氏領、③旧鎌倉幕府および北条氏系の寺院領が考えられる。このうち、①では北条氏一門が領家や預所の地位についていなかった所領は室町幕府の御料所に継続したものもあつたらしい<sup>(1)</sup>。②に関しては佐藤進一・黒田俊雄氏らの研究に見る重要な論点を含むが、建武政権下の元弘三年(一一三三)六月一日の旧領回復令をへて同年七月二五日に諸国平均安堵法が發布され、北条高時らの朝敵を除く旧領主への当知行地安堵によって旧領回復がはかられた<sup>(2)</sup>。③では、鎌倉寺院は建武政権によって安堵され所領没収の危機はなかったとする見方、佐藤進一氏の建武元年(一一三三)六月一日令以降に寺領没収令が発せられたがまもなくして撤廃されたとする見方がある<sup>(4)</sup>。この問題は、建武三年(一一三三)六月から一〇月に行われた元弘収公地の対象となつた社寺領の還付の行われ方を考え、さらに、この時期の体制的問題である本所一円地・武家領体制の確立を考ふるうえで、建武政権成立後の所領安堵が旧北条氏系寺院にどのような影響を与えたかを知るためにも重要な問題であると思う。私はこれまで金沢北条氏・称名寺領の検討をつづけてきたが、本稿では、名古屋市大須真福寺所蔵の東大寺伝来の『八生一生得菩提事』紙背文書を通してこの問題を検討してみたい。

なお、真福寺については、従来、開山能信らの僧と教学伝播の研究に蓄積があつた<sup>(6)</sup>。近時、真福寺には『東大寺記録』等の東大寺関連聖教が多く伝来していることが紹介され、稲葉伸道氏は、真福寺への聖教の伝来の背景の一つに二代信瑜が東大寺東南院聖珍法親王の付法弟子であつたことをあげ、真福寺所蔵東大寺文書は東南院関係のものが色濃いこと

が指摘された<sup>(7)</sup>。今回、本稿で検討する『八生一生得菩提事』紙背文書は、建武政権期の東大寺による北条氏領獲得交渉が主要な関心となつている。聖教紙背文書の全体の把握の意味から、書写人頼濟とその聖教の真福寺への伝来・交流を明らかにし、『八生一生得菩提事』紙背文書の時期・内容を確定したうえで、東大寺の東国所領獲得交渉について検討してみたい。

### ①『八生一生得菩提事』の書写人頼濟と真福寺

『八生一生得菩提事』の書写人・頼濟をみてみたい。同書の書誌内容は、黒板勝美編『真福寺善本目録 続輯』(一九三六年)に次のように記されている。

八生一生得菩提事 一冊

縦九寸 横六寸八分

興国二年(暦応四年)写本、袋綴、十二枚、表紙に「慈光房」「三論宗末学頼濟」とあり。

(奥書)

此抄者、男山法蘭寺長老慈光上人被抄畢、於此題目、尽巨細而越前已講御房申請、為真言院十講之稽古、

暦応四年後四月四日亥刻、於燈火馳筆畢、

末学頼濟

補足して、法量は二七・三×二〇・一cm、表紙に「慈光房草」とあることと(「草」を補入)、綴紐の欠落をあげておく。奥書より、暦応四年(一一三四)に頼濟が男山法蘭寺長老慈光上人の書物を越前已講某の申請で真言院十講の稽古に備えて書写したとわかる。法蘭寺は石清水八幡宮行清が創建し、鎌倉中期に東大寺真言院を復興した聖守(一一一九)

九一)が請われて開山となった三論研究の道場の一つであった<sup>(8)</sup>。本書はその手沢名から三論宗の学侶にふさわしい聖教と判断される。頼濟関連の聖教は他にも多く伝来している。「真福寺善本目録」「大須観音宝生院真福寺文庫撮影目録」より掲げると以下ようになる。なお、「真福寺善本目録」からは真、「大須観音宝生院 真福寺文庫撮影目録」からは大真と略称を使用して、書名の下に典拠を記しておいた。

A、嘉暦四年(一三三九) 『方言義私記端』(大真)

「嘉暦四年七月二十四日、於東大寺東南院々主坊学寮書写之、同廿八日、加交点畢、三論末学頼濟」

B、正慶元年(一三三二) 『因明講用意要文集』(真)

「此九句作法有短尺在之、依為肝要令書写畢、

正慶元年八月十八日夜子尅、於東室之学窓、挑燈馳筆者也、夫依稽古讚仰之微功、為惠釈開発之良縁矣、

金剛仏子頼濟」

C、建武元年(一三三四) 『如意宝珠 勸修寺 良意』(大真)

「弘安四年十月十六日、書写之、

正応五年二月七日、書写之、

応長元年十二月二十日、書写之、

建武元年十月二十六日、書写之、

文和三年十月十六日、書写之、

文和五年三月十三日、書写之、

D、建武二年(一三三五) 『般若通教事』(大真)

「建武二四月十日、三論宗末学頼濟」

E、建武二年(一三三五) 『教理具足事』(大真、紙背文書アリ)

「三論末学頼濟」建武二四月十一日」

F、建武五年(一三三八) 『作法口決』(大真)

「建久七年九月十日、書写畢、

権律師範賢

建保四年七月十二日、伝得此書了、

同五年五月十二日、於遍智院伝受了、 憲深生年二十六才、

建久九年九月十日、伝受了、

弘長三年二月二十七日、於醍醐寺報恩院申下僧正御房御本書写了、

求法沙門頼一

嘉元々年十一月三日、中性院御本令書了、 良殿

徳治二年八月十七日、以五坊御本書写了、 金剛資順繼

正和二年四月二十五日、於東大寺八幡宮、伝受于頼心阿闍梨畢、

前大僧正聖忠

建武五年庚寅閏七月二十六日、於東大寺西室般若坊授于頼濟阿闍梨了、

権大僧都懷紹」

G、建武五年(一三三八)

「作法集 御衣木加持・御加持・朝暮護身・毎朝護身」(大真)

「御本云、

弘安二年六月十六日比、西南院台彼籠御本合了、 金剛資頼一

彼本切紙・雲母紙表紙、上二堺許ニテ下堺無之、

嘉元三年三月廿三日、於根来寺五坊比、先師御自筆本書写之、

金剛仏子良殿四十二

徳治二年十一月晦日、於根来寺比五坊、御本書写之、

金剛仏子頼繼四十八

正和二年五月二十四日、於東大寺西南院伝授于□心阿闍梨畢、

前大僧正聖恵在判

建武五年戊寅八月二從二日、於東大寺西室般若坊、伝授畢頼濟阿

闍梨畢、 権大僧都懷紹在判」

H、暦応三年(一三三〇) 『肇論聞書』(真、紙背文書アリ)

「嘉暦二年六月七日、於遍照心院精談了、

読師貞海」

「本記云、専戒上人机下殿、稟訓説畢、

九牛一毛記之、

三論學者信一

曆応三年十一月廿四日刻於般若坊之学窓書写而已、于時松嵐窓聞  
頻驚寢屋之眠、急雨軒降、弥添露点之便、逢此物感悦無極、仍競  
寸陰馳筆記了、  
末学頼濟

I、曆応四年(一三四一)「八生一生得菩提事」(真、紙背文書ア

リ)

「此抄者、男山法蘭寺長老慈光上人被抄畢、於此題目、尽巨細而越  
前已講御房申請、為真言院十講之稽古、

曆応四年後四月四日亥刻、於燈火馳筆畢、末学頼濟

J、康永三年(一三四四)「有法差別短釈」(真)

「本記云、

嘉暦二年十月廿三日、東大寺鼓坂書写之畢、

擬講覚聖<sup>五十三</sup>  
三十七

私云、

康永三年七月廿四日、於東室之学窓、為当年維摩会豎義之稽古、

書写之訖、

末学三論宗頼濟

K、貞和二年(一三四六)「有法自相精義草 鼓坂僧都草」(大真)

「貞和二年後九月十五日、此他筆書写之訖(中略)

頼濟(花押)

L、文和二年(一三五三)「灌頂三摩耶戒初後夜覚書私記」(真)

「文和二年五月十八日、御灌頂奉行分随界□記之、定越度多歟、尚  
能々可思案、又可尋傍人而已、  
頼濟

M、文和二年(一三五三)「内道場日記」(真)

「文和二年五月十八日、御灌頂内道場方、随思出記之、三摩耶戒方  
差図等一卷記之、内道場料理等有、外見煩候間、外ニ記之、  
金剛仏子頼濟

N、文和二年(一三五三)

リ)

「撰嶺院殿御灌頂記」(大真、紙背文書ア

「応長元年十二月十一日、記之畢、頼淳生年四十  
文和二年五月十八日、御灌頂之時、披覽之次、書写之比本之、師  
僧期本之而梅尾山本殿被進之云々、  
頼濟

本記云、元徳二年庚午卯月廿五日、於根来寺五坊、照禪阿闍梨本  
令書写之云々、

【備考】

(表紙)「頼濟法印記也、備前領東南院禪師御房入壇記云々」

O、文和二年(一三五三)

「三摩耶戒初後夜私記」(大真、紙背文書

アリ)

「文和二年五月十八日、御灌頂奉行分、随思出記之、尚能々可思案、  
又尋傍人而已、  
金剛資頼濟

P、文和二年(一三五三)

「曼荼羅記」(大真、紙背文書アリ)

「右、来十八日、於東南院ニ被伝法灌頂職衆請定如件、

文和二年五月十五日」

Q、文和二年(一三五三)

「文和二年癸巳五月廿日室宿金曜、於東

南院、被行伝法灌頂記」(大真)

(端裏書)「東室得業灌頂記 文和記 頼濟

頼濟の関連聖教は嘉暦四年(一三二九)の「方言義私記端」から文和  
二年(一三五三)の「文和二年癸巳五月廿日室宿金曜、於東南院、被行  
伝法灌頂記」まで一七点ほどが真福寺に伝来している。<sup>10)</sup>署名には「三論  
末学頼濟」(ADI)、「金剛仏子頼濟」(BM)、「金剛資頼濟」(O)、

「頼濟阿闍梨」(G)とみえ、三論・真言を兼学する学僧であった。活動  
の場は「東大寺東南院院主坊学寮」(A)、「東室之学窓」(B)、「般若坊  
之学窓」(H)、「東大寺西室般若坊」(FG)がみえ、東大寺東南院・西  
室般若坊を主たる活動の場としていた。この他、Qの外題には「東室得

業灌頂記 文和記 頼濟」とあり、東南院東室もその活動の場であったと思われる。東南院主は「東大寺諸伽藍略記」によると三論宗の長者で「歴代以三論真言兼学師為院務」とみえており（『大日本仏教全書』第一二一冊）、頼濟は東南院にふさわしい僧であったと確認できよう。

頼濟の寺内での地位は、観応元年（一三五〇）・文和四年（一三五五）に年預代をとめている<sup>(11)</sup>。また、建武二年（一三三五）の興福寺衆徒が東大寺東南院等の破壊に及んだために東大寺側の対応を決めた東大寺寺官大衆等連署起請文には、衆会の連署者の一人に見え（『東大寺文書』五一―一四六）、文和四年（一三五五）の年預代頼濟借用状には東大寺法華会の会料八百文を借用していることがみえる（『東大寺文書』別集一―一一一）。衆会（惣寺）の構成メンバーで、文書管理も行う年預の代官を経歴する僧であった<sup>(12)</sup>。

東大寺東南院の頼濟の聖教が真福寺に伝来するのはどうい理由だろうか。手がかりはC『如意宝珠 勤修寺 良意』の伝授であろう。本書は、弘安四年（一二八二）に定仙が書写し、正応五年（一二九二）に賢譽が転写したのちに実印・頼濟・宥恵・信瑜と伝授されている。定仙は鎌倉で活躍した意教房頼賢方の東密僧、賢譽は伊勢国桑名大福田寺の律僧、宥恵・信瑜は真福寺僧。実印は晩年には実済と名乗る鈴鹿慈恩寺の律僧で、真福寺開山能信の師匠にあたる<sup>(13)</sup>。頼濟は、実印の弟子で宥恵の師匠であった。この流派は真福寺では「慈恩寺方」とされ、文和四年（一三五五）一〇月二六日の最極秘密法界伝法灌頂阿闍梨職事によって宥恵が慈恩寺方を伝法されていたことが確認できる（真福寺八五箱）。頼濟は東密の伝授上は実印の弟子で真福寺開山の能信とは兄弟弟子の關係になり、宥恵・信瑜の師匠にあたる。頼濟関連聖教の真福寺への伝来理由は、このあたりにあろう。

つぎに、頼濟と畿内地方の寺院と僧の交流をみてみたい。頼濟は頼瑜の新儀真言の伝授者でもあった。F『作法口決』は頼瑜の聖教で、嘉元

元年（一三〇三）に良殿が書写し、正和二年（一三一三）に東大寺八幡宮で前大僧正聖忠が頼心に伝授し、建武五年（一三三八）に東大寺西室般若坊で権大僧都懷紹が頼濟に伝授している<sup>(14)</sup>。しかも、『清浄金剛院授与記』には、正和年間ごろの灌頂記事で頼心につづいて「一、頼濟阿闍梨 生年廿八歳、於中性院道場傳法」という記載が見える（四一箱）。

頼濟は頼瑜ゆかりの中性院で新儀真言の伝法灌頂をうけた僧である可能性が高いことになろう。この点から、頼心・頼濟の「頼」の一字は頼瑜にちなむものである可能性があろう。さて、『作法口決』にみえる良殿・頼心・聖忠と伝法された頼瑜の教学は、京都を中心に繁茂し後世の新儀真言興隆の基礎となり、頼心も東大寺安養院で没したことは櫛田良洪氏の指摘があるが、頼心は頼濟と立場を同じくする僧であったとみられる。その頼心の聖教も真福寺に伝来しており、嘉元三年（一三〇五）に東大寺八幡宮で行った談義の際の『三宝院伝受日記』、文保元年（一三一七）に東南院院主坊で書写した『楽西院授与記』が確認できる。年齢は、正和三年（一三一四）の維摩会堅義の際の「一回違四短釈」の奥書に「三十二 十七」、正和五年に高野山遍照光院で書写した醍醐寺流『能作生支度』に「金剛資頼心生年卅五」、文保三年（一三一九）書写の『牛玉儀軌』に「金剛資頼心三十七、二十二」とみえ、弘安六年（一二八三）生、永仁六年（一二九八）に出家した僧だった。元応二年（一二二〇）には『牛玉経』を東南院院主坊で書写していて密教色が濃厚な僧である。また、『維摩会抄』の奥書によれば、文保三年の兵庫北関をめぐる紛争で神興が上洛し公武間で相論となった際、「頼心西得業」が鎌倉に下向したとみえており、東大寺の使僧を勤める有力僧であった。しかも、頼心は楠木正成と関わり深い河内国金剛寺の学頭職であった禪恵と師資相承関係にあった。金剛寺所蔵『烏瑟沙摩法』には次の奥書がみえている<sup>(15)</sup>。関連部分を抄出しよう。

正応五年七月七日、於根来寺五坊書写了、同九日奉伝畢、良<sup>一</sup>

嘉元三年二月十二日、於根来寺五坊書之、同十四日伝授了、

頼心、廿二、

元応元年己十月十六日、於東大寺院主坊、師主御本書寫了、

禪惠

Gにみえた良殿・頼継・頼濟への法流と共通し、頼濟ら東大寺の三論・東密を兼学する僧は真福寺・金剛寺の僧らと師資相承関係を共有化していたことがわかる<sup>17)</sup>。

頼濟・頼心らの周辺には憲朝も考えられる。憲朝は建武五年(一三四〇)・観応元年(一三五〇)分の河上莊七名年貢結解状に夏供の下行分を受けとる僧としてみえるが(『東大寺文書』八一七〇七・八九五)、真福寺聖教では、嘉暦四年(一三二九)に中観上人自筆の『勝鬘宝窟光闡鈔』を東南院で書写していて、東南院の学僧と判断される。また、文永十一年(一二七四)に東大寺東室僧坊で『中論疏聞書』、文保元年(一三一七)に『秘抄口決』、康永三年(一三四四)に東大寺西室実相院で『大乘三論資伝』、『大乘三論大義抄卷第四』、貞和四年(一三四八)に西室実相院で『三論遊意』、観応三年(一三五二)に東南院御経蔵の『弥勒上下経遊意十重』、『大品義疏残帙』、貞治五年(一三六六)に実相院で東南院本『鳩摩羅什法師大儀』、建武年間には『如仏法言短釈』を因明講のために準備し、宗性の『豈於眼寺短釈』も書写している。三論と東密の兼学が濃厚であり、頼濟・頼心と同様の事情でその聖教が伝来した可能性が高かる<sup>18)</sup>。

以上のように、真福寺には東大寺東南院関連の聖教が多数伝来しており、頼濟の聖教の伝来の背景には信瑜の関与が濃厚である。信瑜は、貞治六年(一三六七)に東南院聖珍法親王自筆の『応長元年伝法灌頂記録』を東大寺で書写し、応安二年(一三六九)に東南院本『伝法灌頂三摩耶戒作法』を東大寺実相院で伝授されていることがすでに指摘されているが<sup>19)</sup>、さらに頼濟から宥恵にいたる法脈も加えられた。頼濟をめぐる

僧のネットワークは東大寺・尾張真福寺・河内金剛寺などに広がっており、真福寺の聖教形成はこれらの僧のネットワークのうえに築かれている。しかも、真言の面では頼瑜の新儀真言の法流にあり、この教学は開山能信が伝授をうけた高幡不動儀海の法流も新儀真言であれば、両者矛盾するところは少なかったと考えられよう。以上の内容を、頼濟の『八生一生得菩提事』紙背文書を考察するうえで前提としておこう。

## ②『八生一生得菩提事』紙背文書とその年代と内容

頼濟は三論・真言を兼学する東大寺東南院の学僧で、東大寺・尾張真福寺・河内金剛寺を結びつけるネットワークの核にあり、東大寺では衆会の構成員で年預代も務めるように文書管理の実務能力を身につけた僧であった。そこで、真福寺所蔵『八生一生得菩提事』の紙背文書を紹介し内容を検討したい<sup>20)</sup>。なお、書状には字句を訂正したり行間に補入した箇所がいくつもあり、実際に差し出した文書、あるいは、差し出しの控えの両様が考えられる。これらの問題がありそうな文書には「土代」と付しておいた。ただし、土代とはしたが、明確に控えと断定するものではないことをことわっておきたい。

(1) 『八生一生得菩提事』紙背文書の翻刻と紹介

まず、『八生一生得菩提事』の紙背文書を未だ翻刻には不十分な面もあるけれども、紹介することしよう。文書の翻刻にあたっては、改行部分は「<sup>△</sup>」で示しておいた。文書名で筆者不明の前後欠の文書は筆跡から判断した。

### 1、覚□書状

用脚事、其後何躰候乎、真実一可逐電計候、可被察候也、猶々一牒事目出候、雑掌を可沙汰居者」真実く安堵不可過之候、<sup>先</sup>「代官等事、恣々可下之由存候、如何、」□度令申候京都」代官下

向事、「信乃・越後一躰」□候、已仰下候之由申候、「定宜候者令下向候歟、一案聖人進之由申間、返之了、

佐州事、牒如此被成候之間、「返々悦存候、令進論旨も不可入」候、新田越後国司・守護にて候へは、自「宮嚴密ニ被仰下候者、可沙汰居」雜掌之条、不可有子細候、就其者、「有上洛可被申者也、不可道行候、いか、」候へき、只状ハかりにてハ、猶不可有正躰候、「いかさまニも國へハ候とん、可下候とても、「正文も判も不可入事候、地下事、種々」廻計可有上洛之由、京都にても承候、「又地下事、勿論候、可為無沙汰、」

2、覚□書状土代

給候へ、さり□からと覚候、返々無正躰、「能々可有御尋候、自國代官にて作直」申入候ハ、やと云儀候へとも、空と候て候へく候、「猶々寛聡代官在國を六借かり候て、多々□」上候ハんれうに、如此授申候て候由推候、罷登「令申入候つる分、不可正躰候、被召由候て、能々」□尋聞、「□□□□」(一)「□□□□」向殿「□□作人治部」左衛門行仲と「申候者、身からも」かえたく候人をも「□□八人可召具候、」又真順にも心苦候由、「母儀なき候とき申候時候、親類候、」可見□「放候間、仰付可下候、」必今ハ先國をつよくもち候てこそ、よく候ハんすれハと「存候て、」□此申付候也、國狼藉■<sup>張</sup>本事、申入候處、「□□御沙汰之由、被仰下候、旁御沙汰之次第、悦覚候、く、」□令止候用脚事、幡鶴か少分にてても給候へく候、「□と事人なくて、聖人事も察候なと申候、給候了、」

十六日、聖參可申入之由、申候之間、聖人を進候て、方々尋候へとも、「早出候歟之間、不謁候間、公明卿」仰候之間、長官被參候ハ、尤可有申「沙汰之處、早御參候之上ハ、此事」急事候、寺門一大事候、

■可成之候、「可申入之由申候間、今日ハ無便宜候者、」明日御參候へ、必々可伺申之由、申遣間、「伺候て、被聞召候了、當方へ被付候」由、忠顯卿ニ被仰候了、自國々上洛候「代官等、不下南都、國之躰為門跡寄」

3、俊禪書状土代

可申入之後、可被進「<sup>只今、申候分ハ下門浮</sup>論旨之由、被仰下」候、天平 勅施入事、未被聞召、其も「可被聞召之由、被仰下候、此上ハ足利之」代官事をも紛候ハす、代官をも可下之志候、「併相頼候、可被用意候、廿二三日之間、」いか、候へき、京都にも或仁上七八人「候、器用を語置候、其ハ忿々可下向候、進」申候時知之許へも、只今又仰候了、道眼殺「書事も、如法無事御沙汰候」候、其も実儀「可申入之由、被仰下候、寺家使上洛候とも、」行にいかハかり候、卷事し候ぬとも「不覚候、ミも御無事候へハ、待申候とも不可有□」候也、使春願坊依上洛、代官等沙汰直候事」を、せし候へく候する歟、返々可為勝事候、「寺書上とも、只今代官に可被進上仕之由、ことに」可思召候歟、天平 勅施入事、可注給候、猶々「代官事、今日も遅々候ハ、為國為道可悪候□」忿々可被沙汰直候、上洛候間、代官ハなとや遅□「申候歟、返々不可及上洛、うるはしく□事」

4、頼□書状・信聡勸返状(……)は信聡勸返状

「<sup>頼書</sup>捨封墨引」進覽候  
「勸申候、為下へく候、」  
「<sup>可被召候</sup>維摩會之時、御腰輿」申請候哉、雖相尋候、「未尋出候者、可下申<sup>可進候</sup>獻」申入候、又御道具「<sup>真座</sup>袋、」<sup>居箱</sup>「<sup>是等者竹林院物候、自明日維摩會入候</sup>同申請候哉、不可有相」違哉、不可及功効候也、「恐惶謹言、」  
十月九日 頼□

5、信聰書状

〔端裏書〕  
〔切封墨引〕 信聰

此事申伺候て見候へく候、「但、勸修寺より被申」候はん事、人の思候所「よハくしき様ニ候、如何」御寺務御結構候て、太令及「違乱無御□□者、無力次第候、」方々より群務上候間、無計「煩候、又務を語候事ハ、却不止候」けに候、返々いふせく候、恐々「謹言、」

〔九カ〕  
□月廿八日 信聰

6、某書状

〔端裏書〕  
〔切封墨引〕

円英五師上洛候ハ、万事可申「入、有可然沙汰候、」

六日御札委細拜見仕候訖、「抑、隆法事、三日京着仕候て、翌日」以公明卿委細申入候了、多分所存□□「盡候了、叡慮も無相違候歟、其」子細、西室へも可有御傳候、法勝寺「聖人、三日、為勅使、関東下向次、太」神宮参詣之由、聞召入候、兼又、原□□書上、今日八日兩通到来、長官返答□□「趣、定円英五師申入候歟、大方ハ始□□」為恩賞地奉行、各細々候とも、當寺□□<sub>〔抜カ〕</sub>

〔注〕袖に切封の跡が残っている。

7、俊禪書状

富延寺へハ人ハ被下候乎、如此「少所、先御代ニハ主をつけられ」候はて、年貢地下ニ皆持候「事候、忿々、先日被人候也、其上、正成」猶違乱候ハ、可被問答候歟、「円賀用却事」ハ、い

か、申候歟、灌頂「事も、少分取候も、」取たて候にて「可思定候、さ様、」足いつ可到来之「由たにも治定候ハ、」可治御日次候分五百疋ハかり、先可入候へとも、「猶略候ハ、先千疋ハかり

二て、先とくまハりの「有把今可引候、内道場方ハ、此日、用候円賀用脚も又」御沙汰入も「只百文あす可到来たり」とてハ不道行候時に「被閣余事、いか程いつれの日可被進之由を可入承候て、」就其候て、用途参候也、状被成所も、少々尋給候乎、「但、彼用脚無事候由、其跡者不可及沙汰候、」且学所之子細事所可承候也、

先日、進状候き、依無便宜、「難承御返事候歟、被審候」祭礼延引之上ハ、哀進候間、御上洛候へく候と覚候、牒事「返々目出候、依是、新田へ自」宮被仰候条、旁可宜候間、「無御上洛者、不可道行候、」宮御事に候、以私承候しかとも、「無殊事進之候、ミを御かせ」

〔注〕袖に切封の跡が残っている。

8、俊禪書状

間候、目出候、今ハミをそるへきよし「被申候へとも、御年者廿之由返給了、」召具可有沙汰之由、雖被申上候、□□<sub>〔三所カ〕</sub>も給候歟之由申候、如此御沙汰之上ハ、「申へく候子細候へしと申候、付是非、必々」可有御上洛候、又用脚事、返々「無心元候、勾當可上洛由承候し」かとも無其儀候、不審候、さながら「不思懸申事にて候へとも、京都□□<sub>〔抜カ〕</sub>寒氣以外候間、病躰難治候、若」笠置木少々召給候条ハ勿躰なく□□「無相違者は」返給候之様、可被「下知候乎、在京之躰、詳可被察之候、」猶々用脚事、必々さたすへく候、可被進候也、□□「述計盡たる書下候、恐々謹言、」

三日

〔切封ウハ書〕  
〔切封墨引〕  
助僧□御房

俊禪

9、覚□書状土代



「(切封墨引)

助僧都御房

俊禪

近候日、可有御上洛之由承候、実にて候へとて、いかに悦存候  
ハんと」覚候、両通牒、必々向廻可給候也、

今朝、令申候、便宜之間、態も給候へく候」由、申候しかとも、猶無  
沙汰にや候はんすらんとて」進人候、六月牒、国司方正文、守」護方  
案正文ハ付守護候了、可給候、俊禪進」醍醐候しを、又被召候けると  
申候、其に候て、」兩通候て、忿々可給候、又、用脚事、」少々ツ、も  
進候間、可有御沙汰事候て、返々」悦覚候、く、必々可給候、又富  
延」寺御教書、今朝、をくり、正成之邊」知行候て、公用ことをも、  
少分さたし候」ハんと申候事候やらん、可有御尋候、灌頂之」一大事、  
此間も御沙汰度候間にて、是もいか、」し候ハ、可沙汰候へく候、  
御同」也、」」、恐々謹言、

十九日

覚

(注) 袖に切封の跡が残っている。

10、俊禪書状

助僧都御房

俊禪

この御沙汰、廿四・五日之間ニ法勝寺」聖伺申入候へきよし申候、こ  
れニつき」候て、寺門使者も、明日、無沙汰候て」不可」有正躰候、  
相構く、明日上洛候様に可有御沙汰候、」御在京之式、七月廿日よ  
りいま、てハ心」うつくしく候、さんく」の御様にて候、ことに」今  
明日供御以下闕如候間、毎事御心苦存候、」自去年、御在京候へとも、  
これほど闕如之」事なく候、返く」あさましき御事」にて候、あなか  
しく、

九月廿日

俊禪

(注) 袖に切封の跡が残っている。

11、俊禪書状土代

被仰下候条、旁不可子細、就其ハ、聞」左右可被取候条ハ、無」候  
間、可遅々候」様候ぬへき物と、兵士ニなり候ぬへき仁」と、今日  
召可差下之由仰候了、若」無正躰ハ無具候、煩にて候にて候ハん」す  
れとも、○如此申候にてハ、又可進之候」間、其由申候了、就其候て  
も、快春に」可被仰候て、時知先師奉公是程と」存候ハん、  
只尋常之儀と存候ハ、以外可」参差候、且可被其由候歟、別為其  
身」借遣候ハ可宜候歟、自是も如何も尋借」度候、さ候へハとて、甲  
二龍など付て候風情、」餘事ニ類候ハんする新物・金物など如何」殊  
勝ニ候か、糸色などもうつくしく候ハ」を令申候、快春能々可被仰  
候、二具入」ハんすれば、兩人儀遣候へく候と存候」へく候、  
」事々了、恐々謹言、

十八日

俊禪

12、覚書状

無相違分にて候了、此曹を見」へく候、若黨を○可下候由申候、か  
く」し候ハ、可遅々候間、相構上品」のを可借給之由、可被仰候、凡  
時知へ」奉公事、是程と存候ハてハ、可存等閑」候、其旨趣も能々可  
被說法候、大田庄」可被所望之由申候、別進人可申之由」申候へとも、  
未見候、俊禪罷候し」時、申候了、猶々相構く」無相違」之由可被仰  
候、京中計にては候ハん」すらんと覚候、可勞之由可仰候、佐州」代  
官事をも入意候間、如何も沙汰候て、遣」度候間、如此案申候、能々  
可被仰候」之由、被仰下候、恐々謹言、

九月十八日

覚

助僧都御房

(切封墨引)

覚

(ii) 『八生一得菩提事』紙背文書の性格と年代

紙背文書群の年代は、頼濟の暦応四年(一三四二)閏四月四日の奥書がありこれが下限となる。年次等の検討のために、文書中の人物を手がかりに文書群の性格と年代を考えてみたい。以下、考証の過程で(2)などと括弧内に記した番号は、右記の文書番号である。

人物は以下のものである。①公家に忠顕卿(2)、公明卿(2・6)、長官(2)、②実名で呼ばれる人物が時知(3・11・12)、正成(7)、治部左衛門行仲(2)、③名字では新田(1・7)、足利(3)、④僧は春願坊(3)、道眼(3)、円英五師(6)、大進房円賀(7)、快春(11)、法勝寺聖人(6)、1「聖人」、10「法勝寺聖」、「聖」も同様、助僧都(9・10・12)。ほかに⑤宮(1・7)がいる。内容では1・7・9に「牒」がみえ雑訴決断所の牒であろう。雑訴決断所は、建武政権が元弘三年(一三三三)九月ごろに設置し建武二年(一三三五)一〇月まで機能しており、忠顕は千種忠顕、公明は三条公明、時知は小田時知、正成は楠木正成で、いずれも雑訴決断所および記録所の成員であった。<sup>(21)</sup>牒の効力について、1覚□書状には「牒事、日出候、雑掌を可沙汰居者真実く安堵不可過之候」、また「令進論旨も不可入候」と現地の安堵に効果があると述べている。これは『建武記』収録の雑訴決断所条々の第五条に、勅裁があつて論旨が発給されたとしても決断所牒を帯びていなければ下地を遵行できないと対応しており、建武政権<sup>(22)</sup>の政策を踏まえたものとみられる。また、新田・足利は新田義貞・足利尊氏をさそうが、両者は建武二年一月二日に足利直義が義貞誅伐の命令を出して以降は第三者からも敵対関係と認知されるようになることからみて、少なくともこの時期以前とみられよう(『大日本史料』第六編之二)。

僧をみよう。円英五師について。五師は大衆を代表し寺僧の集会を運

営する職で、寺僧の保有物件に保証を与え、文書も管理した。円英は正中元年(一三三四)から貞和二年(一三四六)間に五師で、嘉暦元年(一三三六)・建武元年(一三三四)・康永元年(一三四二)には年預所を代表する年預五師であった。<sup>(23)</sup>6某書状には「円英五師上洛候ハ、万事可申入、有可然沙汰候」と見え、円英は在京東大寺僧の意見を集約し、指示を下す立場にあり、「長官返答□趣、定円英五師申入候歟」の文言から造東大寺長官からの回答に答えを出す立場であった。円英は東大寺の惣寺を代表しており、先の人々の活動と重ね合わせると、建武元年以後の事態を述べたものと考えられよう。このことから、造東大寺長官は藤原実治となる。<sup>(24)</sup>

つぎに、「法勝寺聖人」「法勝寺聖」は『太平記』原作者の一人と考えられる恵鎮であろう。10の九月二〇日俊禪書状には「廿四・五日之間二法勝寺聖伺申入候へきよし申候」とみえて恵鎮が東大寺の申し出を受け止める立場にあり、6某書状では「法勝寺聖人、三日、為勅使関東下向次、太神宮参詣之由、聞召入候」と勅使として関東に下向すると記されている。恵鎮の行実を整理された小木曾千代子氏によれば、恵鎮は正慶二年(一三三三)十一月に東大寺勸進職を獲得し、建武元年(一三三三)に旧得宗邸に建立された宝戒寺の開山となり、翌二年一〇月以後醍醐天皇の勅使として鎌倉の尊氏のもとに派遣されたことがみえる。<sup>(25)</sup>勅使の一件は、『太平記』巻十四には北条時行らの追捕以後のこととして以下のようにみえる。<sup>(26)</sup>

今陰謀の企ある由叡聞に達しければ、主上逆鱗有て、「縦其忠功莫大なりとも不義を重ば可為逆臣条勿論也。則追伐の宣旨を可被下」と御噴有けるを、諸卿僉議有て「尊氏が不義雖達叡聞未知其実、罪の疑しきは以て功の誠あるを被棄事は非仁政」、親房・公明頻に諫言を被上しかば、されば法勝寺の恵鎮上人を鎌倉へ奉下、事の様を可尋窮定まりにけり。恵鎮上人奉勅、関東へ下らんと欲給ける其日、

尊氏卿、細河阿波守和氏を使にて、一紙の奏状を被捧たり。

尊氏に陰謀の企てがあると風聞がたち、調停に惠鎮が勅使として鎌倉に下向することになったと記し、『太平記』は原因を中先代の乱の鎮定後に尊氏が勝手に恩賞を行おうとし、「先立新田の一族共拜領したる東国の所領共を、悉く闕所に成して、給人をぞ被付ける」事態に、新田義貞は「我分国越後・上野・駿河・播磨などに、足利の一族共の知行の庄園を押へて、家人共にぞ被行ける」事態になったからだと記されている。紙背文書では、足利・新田の直接対立は導けないが、東大寺の所領交渉に両者の関係が色濃くおちていることは見て取れよう。この点でも建武二年一月以前の可能性が高い。

文書の発給者と受給者をみよう。発給者は、実名をはつきりできなかった覚□（1・2・9・12）などを除くと、俊禪（3、7、11）、信聡（4・5）、があげられる。最も多い俊禪については、『応安三年如意輪法記』は応安三年（一二七〇）六月に東南院門主願海が前門主聖珍法親王とともに御所で如意輪法を修した際のものだが、随行僧に「法眼俊禪當驛」とみえる（『大日本史料』第六編三二）。聖珍は後宇多法皇の孫で、東南院流の密教の宗匠、東大寺別当・東寺長者として知られ、建武二年前後の時期は東大寺別当の職にあつた。<sup>27</sup> 俊禪は東南院の寺務を取り扱う立場にあつた。一方、聖珍は、建武二年正月二八日の後醍醐天皇中宮のお産の際の祈祷記録『御産御祈目録』に「東南院宮聖珍」とみえ後宇多院の孫ながら「宮」として扱われていた（『大日本史料』第六編之二）。この関係から、1覚□書状で「新田越後国司・守護にて候へは、自宮厳密ニ被仰下候」、また、7俊禪書状で「新田へ自宮被仰候条、旁可宜候間、無御上洛候者、不可道行候」とみえる「宮」は、俊禪が上位の人物の意図を在京の東大寺僧に伝達する立場にあることが明白であり、建武元年から二年にかけての東大寺別当聖珍と断定してよからう。<sup>28</sup>

また、信聡は建武二年一〇月二二日の東大寺衆徒會議事書および同年

九月晦日東大寺年預願寛等連署借状などからみて「僧都」の地位にある東大寺西室院の「院務」をつかさどる有力僧であつた（『大日本史料』第六編之二）。同年七月二〇日には、興福寺衆徒が東大寺を攻撃した事件で衆徒の意見と異なる判断を信聡が下したために、衆徒等は反発して大仏殿にこもり信聡の遠島を要求している（『大日本史料』第六編之二）。6某書状には「隆法事、三日京着仕候て、翌日以公明卿委細申入候了、多分所存□（まが）盡候了、叡慮も無相違候歟、其子細、西室へも可有御傳候」と、京都での交渉内容の伝達先に指定された西室が信聡をさすのではなからうか。<sup>29</sup> しかも、信聡失脚以前の文書と判断され、建武二年以前の可能性が高い。

助僧都らは現在のところ不明だが、同時期の助僧都には建武三年九月五日の東大寺学侶等起請文に美濃国茜部荘で年貢収納の際に代官を派遣した東大寺側の人物に「助僧都」がみえ、<sup>30</sup> 『岐阜県史 古代・中世3』は頼心に比定された。頼済と親しい関係の頼心とすればきわめて興味深い、現在のところその確定はむづかしい。

以上の考証から、紙背文書群は建武二年（一二三五）一月以前の建武政権期の東大寺による朝廷との交渉を記した文書群であつたと位置づけることができよう。また、書状の日付が九月一八日・九月二〇日・一〇月九日・一八日・一九日と近接していることをみると、短期間の集中した内容を伝えたものと想定される。

### ③ 建武政権期の東大寺と東国

『八生一生得菩提事』紙背文書は、東大寺と建武政権の間での所領交渉関連文書と考えられ、次にその内容を検討してみたい。内容は、①佐渡国の知行国問題（1）、②代官による所領経営と「天平勅施入」の主張（3）、③大田荘の所領維持問題（12）、④楠木正成の所領違乱問題

(7)の四点になろう。(4)は正成が東大寺領を押領しているらしく、苦慮しながらも東大寺とは旧知の関係とみられるなど興味深い。本稿では①②③の問題を検討したい。①佐渡国の知行国問題は、聖珍が新田氏に伝達して現地の維持をはかろうとしており、「正文も判も不可入事候、地下事、種々廻計可上洛之由、京都にても承候」とみえ、訴訟の最中であった(1)。この問題は③の大田荘の維持問題と関わり、恵鎮を通しての関東での交渉と不可分の関係にあった(2・6)。

また、俊禪らの書状には多くの「仰」があり、書状の理解に関わるので示しておく。

①「先□度令申候京都代官下向事、信乃・越後一躰仁カ□候、已仰下候之由申候」(1)

②「新田越後国司・守護にて候へは、自宮嚴密ニ被仰下候者、可沙

汰居雜掌之条、不可有子細候」(1)

③「國狼藉張本事、申入候處、□御沙汰之由、被仰下候」(2)

④「可被下進以今、申候分ハ下口評之由、被仰下候、天平此地勅施入事、未被聞召、

其も可被聞召之由、被仰下候」(3)

⑤「依是、新田へ自宮被仰候条、旁可宜候間、無御上洛候」(7)

⑥「兵士二なり候ぬへき仁とも、今日召可差下之由仰候了」(11)

すべてを例示したわけではないが、②⑤では「宮」と断言しており別当聖珍であろう。④は天平勅施入の問題で後段の「仰」も寺院側の指示であり、聖珍であろう。⑥も僧を兵にしたると言っており、寺のトップからの指示と考えられる。俊禪らは聖珍の指示を伝達する立場にあった。久野修義氏は、当時の東大寺僧団は惣寺(寺家・年預)側の年預五師と政所(別当)側の東南院奉行僧があり、寺の総体の意志決定には前者が大きな影響をもちつつ後者は公武権力への窓口の役割を果たしたと指摘された<sup>31)</sup>。俊禪書状等は、別当側から惣寺側へ伝達した内容といえよう。一方、惣寺側との関係は先述の6某書状にみえるように円英五師の

承諾を必要としていたことが判明する。俊禪らは、別当と年預の間をつなぎながら、別当の意向を伝達する立場にあったと考ええる。

内容に移ろう。本紙背文書群は東大寺大勧進職と深くかわる。後醍醐天皇は、造東大寺長官に側近の三条実治を補任し大勧進には信頼厚い恵鎮を補任していたが、この点に關し、永村眞氏は、建武三年(一二三三)に恵鎮が大勧進職を罷免され十達房俊才が補任されてから、大勧進職は戒壇院長老に独占化されることを指摘して、罷免の原因に恵鎮による周防年貢の横領・不正を寺僧から攻撃されたことと、建武政権の崩壊が重複した結果とされた<sup>32)</sup>。また、畠山聡氏は、寺僧らの恵鎮への反発は聖珍の後醍醐天皇への罷免要求が実行されなかったことと、後醍醐天皇による恵鎮への大勧進職補任は造営料周防を天皇自らの指揮下におく意図がありこれへの反発が原因とされた<sup>33)</sup>。一方、松尾剛次氏は、恵鎮による延暦寺山門等の落慶供養における供養料調達の場合が京都市中の土倉にあり、東大寺側の恵鎮への期待は「修造その他の能力」に向けられたと指摘している<sup>34)</sup>。

そこで恵鎮の立場をみてみよう。10俊禪書状には「この御沙汰、廿四・五日之間ニ法勝寺聖伺申入候へきよし申候、これにつき候て、寺門使者も、明日、無沙汰候て□不可有正躰候」とある。建武政権への交渉窓口には恵鎮と東大寺僧の二方面があった。1覚□書状には信濃・越後に關わる交渉について「聖人進之由申間、返之了」とみえるように恵鎮の交渉能力を信頼していた。また、2覚□書状には、恵鎮について「聖人を進候て」とみえ使者として積極的に利用しており、結果的に「方々尋候へとも早出候敷之間、不謁候間、公明卿仰候之間」とみえており、口利きはうまくいかなかったものの三条公明への取次には成功したようだ。問題となっていた「寺門一大事」は「當方へ被付候由、忠顯卿ニ被仰候了」と、東大寺に有利な結論を引き出したのであり、恵鎮を否定するものではなかった。「寺門一大事」の具体的な内容は2の追而

書に「自國帰参候代官にて作直申入候ハ、やと云儀候へとも」という文言と「國をつよくもち候てこそ、よく候はんすれハと存候」とあることからみて、知行国か所領の維持管理をさし、「聖人事も察候など申候、給候了」とあれば、恵鎮は東大寺側の信頼を得て交渉にあたっていたと想定される。このことは、6某書状に「法勝寺聖人、三日、為勅使、関東下向次、太神宮参詣之由、聞召入候」と恵鎮の勅使としての関東下向を詳細に知っていること、京都からの造東大寺長官三条実治からの回答が年預の円英に伝達されたかを確認したうえで「恩賞地」の問題は解決するとしている点にもうかがえる。少なくとも、東大寺別当聖珍は恵鎮の交渉力に期待を寄せていたと判断されよう。

ここにみた恵鎮の関東下向問題は、前述の『太平記』巻第十四「新田足利確執奏状事」に直接にかかわっている。恵鎮を東国の人々ほどのようにあつかったのだろう。金沢北条氏の氏寺称名寺の湛睿稿本『花厳法花同異略集』の紙背文書である氏名未詳書状には以下のようにみえる（『金沢文庫古文書』五六九三）。

- 今月十五日宗恵房下向之時、細進状候了、能々可被御覧、(候也カ)
- ①、法勝寺上人方へ、会進給目安等趣、何体候引、既存知之心は不及申、
- ②、土州対面之体、赤岩等正文書、加見書取候了、但、御倉料所と申候用途たに候て、今も可給候へ無力候、就其候ても、月蔵房用途糾返候之条、不得心、無申斗候、月料可斗之由申て候なる、一向虚誕事、今度御状付之候て、種々懇望し、其も無正体候、
- ③、奏聞事、以足利方御推挙、勝寺連々雖責申候、此間は殊依産事、奏以外難義候之間雖被参内候、問候し
- ても帰候、心苦いたはしく

『花厳法花同異略集』は湛睿宛書状の裏を利用して記しており、書状の

宛先は東禅寺・東禅寺御侍者宛のものがみえ（『金沢文庫古文書』一五八三・一五八四・一六二九）、他は金沢と下総との往復・連絡を語るものが多い。湛睿は元徳二年（一三三〇）から暦応二年（一三三九）まで下総国千田莊東禅寺の住持であったので、右の文書はこの間の文書と想定される。

内容の検討に移ろう。①「法勝寺上人」、③「勝寺」は恵鎮となる。時期は③の「此間は殊依産事、奏以外難義候之間雖被参内候」という部分がお産で奏上がかなわなさと読みとれ、恵鎮が建武二年（一三三五）正月二八日の後醍醐天皇中宮のお産の祈禱にあたっていた際のことであろう。また、②には称名寺の西国年貢の京都での為替にかかわった月蔵房がみえて在京交渉のことと考えられる。称名寺領下総国下河辺莊赤岩郷の文書を書き取った「土佐守」を雑訴決断所のメンバーの伊賀兼光とみると、「御倉料所」に指定され称名寺による年貢収納はどうにもならない状況にあるとみえており、「御倉」とは建武元年一〇月に建武政権が發布した莊園・公領の年貢二〇分一の御倉進納令にみえる「御倉」と考えてよく（『建武年間記』、『群書類従』第二五輯）、赤岩郷は建武政権の成立で後醍醐天皇の直轄領に編入されたのだろう。<sup>(38)</sup>

檀越金沢北条氏を失い、一部所領は闕所の扱いをうけていた称名寺は、建武二年初頭、①恵鎮に「目安」を進め、③足利氏を通して建武政権に安堵交渉を行っていたのである。宝戒寺所蔵『都法秘録』奥書には、恵鎮と建武元年末のころの称名寺僧観蓮房実真との交友が以下のようにみえる（『鎌倉市史 史料編第三・第四』補遺二〇、五八〇頁）。

此抄二卷、去元徳三年依不慮子細、六月十四日関東下向之刻、於金洗関令紛失畢、愁傷無極可申処、昨日<sup>廿二</sup>、金沢称名寺僧観蓮上人被渡之畢、不求自得之、大慶非言語所、冥助<sup>及助</sup>之至、可喜々々、為後日記之畢、

建武元年十一月廿三日

沙門恵鎮記之

実真は称名寺長老鋌阿から東密の伝授を引き継ぐべき僧と認められた人物だったが、元徳の拘禁で紛失した書物を実真から提供されており、称名寺の所領交渉の時期と重なっている。称名寺もまた、足利氏・恵鎮の二方向から建武政権中枢に働きかけていた。

恵鎮の関東下向に際しての東大寺側の争点は、12覚□書状にみえる「大田庄」と1覚□書状にみえる「佐州事」（佐渡国）の二点であった。二つの問題は、1覚□書状には京都代官の下向について「信乃・越後一体」とみえ、佐渡のことは「新田越後国司・守護にて候へは」と新田氏に直接に連絡・交渉すると約束している。信濃との位置関係から「大田庄」は旧金沢氏・称名寺領の太田庄をさそう。幕府滅亡後、太田荘石村郷は金沢貞将が称名寺に寄進したとする寄進状が称名寺内で作成され、一方、公的には金沢貞顕進退の所領として闕所と認定されたため、太田荘の称名寺への安堵は建武三年一月の足利直義御教書案でなされた。このころの称名寺は安堵を求めて苦慮していた時期である。称名寺にとって、交渉窓口に足利方と恵鎮を選ぶのは合理的な手段と解釈されていた。

一方、東大寺と佐渡国の関係は、天平勝宝元年（七四九）に封戸一〇〇が設定され、弘安八年（一二八五）八月には佐渡国転倒封戸の注進状が作成された（『東大寺文書目録』第二巻一一四頁）。興行によって寺領への組み込みをもくろむものであった。知行国との関連で佐渡をみると、弘安年間に東寺の造営料国に指定された。鎌倉末期の状況は、佐藤進一氏による元弘三年（一一三三）七月の東大寺衆徒等申状案を通しての指摘があり（醍醐寺文書四〇箱）、それによれば、佐渡国の守護と国務は大仏氏で、東大寺は貞直代官阿多古四郎入道らの横妨を非難して身柄の東大寺への引き渡しを求め、佐渡島と貞直領の東大寺への引き渡しを主張し、東大寺衆徒は佐渡国の国務を要求していたと指摘された。建武政権下の国務は、吉井功児氏が知行国主が千種忠顕、守護は足利尊氏・直

義のいずれかと想定し、足利氏は後醍醐天皇から同国の新恩所領を多く獲得していたとされた。覚□は佐渡国について、「佐州事、牒如此被成候之間、返々悦存候、令進給旨も、不可入候、新田越後国司・守護にて候へは、自宮厳密二被仰下候者、可沙汰居雜掌之条、不可有子細候」と言い放っている（1）。佐渡国知行を認める雑訴決断所牒が東大寺に発給されていたのであり、建武政権からの論旨はいらないと言ひ、越後国の国司・守護を兼帯する新田義貞の力を期待していた。さらには「佐州代官事をも入意候間、如何も沙汰候て、遣度候間、如此案申候、能々可被仰候之由、被仰下候」と見えていて（12）、佐渡への代官の派遣が検討されていた。このことから、2・3にみえる「国」は佐渡国をさすのではなからうか。その際、東大寺側が権利回復の原拠にしたのは3俊禪書状にみえる「天平 勅施入事」であり、阻害因子は「足利之代官事をも紛候ハス」とあることから足利氏が敵対因子であったと想定されよう。「天平勅施入」について、久野修義氏は「一世紀以後の東大寺領荘園で「本願勅施入」が使用され、やがて東大寺領一般に拡張されていくことを指摘されている。久野氏の論旨は、平安末・鎌倉初頭において東大寺が寺院独自の機構を備えて荘園領主化し（寺―天下）と同調した権門としての中世寺院に変容する点に重点がおかれているが、建武政権との関係では久野氏もあげられた元弘三年八月の東大寺訴状土代が注目される（東大寺文書、『鎌倉遺文』三三二五―二六）。引用してみよう。

一 一万町水田・五千戸御封、任 本願之觀念、可有興行之旨、自  
（後醍醐天皇）  
 笠置寺被下愆慙之御願書之間、奉祈聖運之条、無子細之上者、忝  
 可被經御沙汰之旨、所經 奏聞也、但天平 勅施入之儀、或五町、  
 或十町被分配諸国之間、中古以来大略皆倒失、其跡殆如無、於今  
 度者、就国郡庄園等、各以一円之地被施入之、計惣田數被滿一万  
 町者、不可有未来之牢籠之旨申之、

後醍醐天皇は、笠置寺に拠点をおいていた倒幕段階から東大寺興行の意

図があり、聖武天皇寄進の一万町水田・五千戸御封が転倒しているなかで、東大寺側では諸国の国衙領・荘園を寄進により一万町の復活を実現しようと企図していた。対象は訴状土代に「凡そ家之旧領者、多武家之押領也、先被宛行官軍之恩賞、後被聞食寺門之理訴之条、寧非御沙汰之煩哉」とみえ、北条氏らの朝敵所領が討幕方の「官軍」への恩賞として優先され、東大寺側が愁訴して勝訴するのは穩当ではないとする見方もあった。こうした事態があつてか、東大寺が安堵を求めたものとその理由を所領ごとに下に記せば、①兵庫閼（天平年中行基菩薩建立）、②伊賀国吏務職（当御代之新御願）、③美濃国茜部莊（桓武天皇・朝原内親王菩提）、④周防・肥前（周防は治承炎上の造功）というものであった。これらのうち、①兵庫閼では、元弘二年（一一三三）ごろ、住吉社からの競望を排除するために嘉暦元年（一一三二）以来の繪旨や閼東施行状などを備え（東大寺文書、『鎌倉遺文』三一七二）、④肥前国では畠田帳を基礎に国領の確認を行つて（東大寺文書、『鎌倉遺文』三一八三七）、寺領維持の方策とした。一方、③茜部莊では、天喜二年（一一〇五）二月の同莊の収公免除と造内裏料など諸役免除を認可した官宣旨に「件<sup>（西郡・大井）</sup>両庄者、聖武天皇勅施入」の文言があつて所領保全がはかられたものの、本来は「天平勅施入」が強力に主張されたわけではなかった（『岐阜県史 古代・中世』一二等、以下、岐阜と略す）。しかし、鎌倉末期になると、嘉暦元年の東大寺衆徒等申状土代に「茜部庄者本願皇帝勅施入」とみえ、地頭の押妨排除の論理にされてくる（岐阜三三三三）。元弘二年（一一三三）二月の幕府側二階堂道繼との交渉では、安堵を期待しつつ「夫以当寺之盛衰、表天下之興廢之旨、本願皇帝御記文金札惟新」と主張している（岐阜三三六九）。茜部莊は、元弘三年に後醍醐天皇が地頭職を二季彼岸料所として寄進して東大寺の一円領に転換したのだが、同様のことは美濃国大井莊でも見られる。国家側からは、永久三年（一一一五）の国司の押妨排除に際して官宣旨に「本願<sup>（前）</sup>聖武天皇

勅施入」の文言が使われ（岐阜一一二）、東大寺側からは、永仁六年（一一九八）の東大寺衆徒申状に相論対象の大中臣氏の追却を申し出るに際し、封戸米の寄進の故事をあげて「本願 皇帝 勅施入地」の主張が繰り広げられた（岐阜二九四）。建武政権期には、訴状案に「一、当庄為本所一円寺領間、不可有武家武家御口入事」として「右、当庄者、本願 勅施<sup>（入地）</sup>一万町水田之内也、為 勅施入□旨者、代々 宣旨等□鏡也」とみえる（岐阜三五九）。後醍醐天皇の寺領興行令をうけた東大寺側の「天平勅施入」の論理は、武家の介入を排除して本所一円地を実現する論理として展開されていたのである。

では、東大寺は、建武二年（一一三五）七月の中先代の乱後の尊氏の東国下向ののち、佐渡や太田莊を確保・維持できたのであろうか。太田莊では島津氏と金沢称名寺の相論が展開され、建武年間の足利直義による称名寺への安堵以降は称名寺が優位のまま経過しており、東大寺の介入する余地はなくなつたであろう。俊禅書状等の建武二年九月一〇月の時期は、中先代の乱で鎌倉に下向した足利尊氏が独自の恩賞給与を開始し、直義の忠告にしたがつて上洛をやめて旧將軍邸に居を移し勅命にそむいた時期に合致する。尊氏自身が、建武政権の成立とともに鎌倉に下向し東国管轄権をもつて小鎌倉幕府を構えた直義の路線に踏み込んでいく時期にあつたといえる（52）。

称名寺などはどう対応したのか、北条氏滅亡後の鎌倉の北条氏系寺院の対応を見てみよう。元弘三年六月一六日の後醍醐天皇による諸国の西大寺末寺からの武士・甲乙人の狼藉を排除と寺領安堵の確約に呼応するかのように（西大寺文書、『大日本史料』第六編之一）、極楽寺には六月一五日に「勅願寺」を理由に寺領安堵の繪旨が下され、八月一九日、長老俊海はこれを「諸末寺 勅願寺并寺領安堵」と理解して称名寺などの末寺に伝達した（『神奈川県史』資料編二一三・一〇五・三一・二、以下、神奈川と略す）。一二月には浄光明寺・覚園寺も祈願寺と認定され、建

武元年八月、覚園寺は伊予国西条荘を安堵されている（神奈川二―三―三四・三一三五、三上―三一八―）。一方、鎌倉に入った直義は、建武元年一〇月に称名寺住持職を（神奈川三上―三一八―）、大慈寺新釈迦堂供僧職・山内新阿弥陀堂供僧職・右大将家法華堂禪衆職を安堵しており（神奈川三上―三一八七・三一九四・三二〇〇）、鎌倉幕府ゆかりの供僧職と旧北条氏に密着した氏寺系寺院も足利氏の知行体系に入っていた。鎌倉の主による安堵は違った意味を持ったのではあるまいか。こうした動向をうけてであろう。鎌倉末期に称名寺領化し紛争が起きていた所領では、下総国上代郷で旧領主と称名寺代官との争いが訴訟となつて現われてくる（建武二年四月、尼蓮一申状案、神奈川三上―三二―一一）。

東大寺側が、別当・年預あげて佐渡・信濃の所領を新たに確保しようと建武政権の枢要メンバーにはたらきかけ、現地支配では新田氏を頼んで現地支配を維持しようとしていたころ、鎌倉の旧北条氏系寺院はすでに足利直義の安堵の体系に組み込まれ、北条氏の氏寺から足利氏の祈祷寺への転換をはかっていたのである。新田義貞が守護・国司として強大な権限を有した越後では、建武元年二月、越後国司新田義貞は旧金沢氏領越後国奥山荘内金山郷の和田義成らの違乱を和田茂実の申請に基づいて排除する命をだしているように、在地の旧領主の権限安堵に腐心していた（三浦文書）。しかし、建武二年末以降の新田・足利氏の抗争を経た後は、上杉憲栄が金山郷を称名寺代官に安堵しているように、足利氏は旧北条氏系寺院の安堵者の姿勢を明確にしている（『金沢文庫古文書』五四六七）。かつて、羽下徳彦氏は、越後国における上杉氏の守護領国形成において名越北条氏の国衙支配をひきついだ新田氏を足利氏が倒し国衙支配を引き継ぐことで上杉氏の国内支配の基盤が確立したと指摘された<sup>53</sup>。本稿でみた東大寺の東国所領獲得の交渉から推測すれば、新田氏の敗北と足利氏の勝利は東大寺の東国支配の拡大要求の阻止にはた

らいたであろう。東国では足利氏の安堵による荘園・公領を含めた知行体系が確立し、旧鎌倉幕府・北条氏系寺院もその体系のなかに含まれることも意味したといえる。

東大寺・新田氏にみる知行体系を建武政権に集約する路線と、足利氏の安堵を期待する鎌倉寺院や在地領主の要望は、この時期、破綻の際にたつていたのではなからうか。恵鎮の東国下向はそのほころびへの対応過程で『太平記』巻十四に記される内容として記録されることになったのであろう。

## おわりに

建武政権下での東大寺による東国所領獲得の様相を述べてきた。北条氏所領は闕所となり、旧鎌倉・北条氏系寺院は旧領維持に困難をきわめた。それを転換させたのが足利氏の保護だったとみられる。建武政権下で在京して所領回復交渉を行ったある称名寺僧は、つぎのような手紙を書き送っている（『金沢文庫古文書』四五二八）。

愚身上洛建武元年已来兩三年、一統御代候は、且為叶長老之御氣、  
<sup>宜カ</sup>相存寺家之興隆、忘万事不合之□、雖任信心於寺訴候、西国方諸  
 寺之<sup>官カ</sup>官、経莫大之公用、而雖安堵候、<sup>諍カ</sup>事虚仮之御政候之間、皆  
 無正体□損亡候き、是は無公用之義候之間、首尾及四年計候し□、  
 四十貫計歟、

建武元年（一三三四）の上洛以来、長老鋌阿の指示のもと訴訟に従事したのだが、西国の寺院は多額の費用を使い寺領安堵を実現したものの内実をとまわらない政治のため所領の維持がかなわず、称名寺は費用不足で安堵も叶わないと述べている。本書は、佐藤進一氏が建武政権の建前と実態を語るエピソードとして引用されているが、この手紙を書いた僧にとつて「西国方諸寺」と称名寺は単なる比較ではなからう。恵鎮を



媒介にした東大寺との所領交渉も含めたものだろう。称名寺の新たな生き道は、足利氏を通しての安堵であった。それは、北条氏系寺院からの衣替えであった。

莊園公領制の転換に関して、網野善彦氏は、東寺のような権門寺院も荘務権を獲得して本所一円地化を実現し幕府によって安堵される形態をとる姿に変容していく姿をとらえて、前段の建武政権の政策は室町幕府の政策の先取りと評価された<sup>(56)</sup>。また、工藤敬一氏は、一三世紀後半以降に莊園公領の基底部分で莊園制的収取が公方年貢に変容し、諸権門が公方年貢を安定的に徴収するシステムを幕府が安堵する寺社本所一円領・武家領体制に転換したとされた<sup>(56)</sup>。高橋典幸氏は、莊園公領制から寺社本所一円領・武家領体制への移行を莊園制の支配システムの再編成とし、その移行は武家政権に集約すると述べられた<sup>(57)</sup>。武家領の下司・地頭らの武士らの活発な活動を制御し蒙古襲来以降の在地での紛争を解決し安堵するものは、結局、武家政権以外にはなかったであろう。恐らく、それは鎌倉とその近郊の旧北条氏・將軍家系寺院に共通した動向を表すものではないかと推察される。建武政権下での称名寺僧の右の発言はそれを象徴するものであろう。以上、名古屋大須真福寺に所蔵される東大寺頼濟の聖教紙背文書を通して、武家が安堵者として立ち現れてくる事情を金沢称名寺との所領問題から検討しておいた。

註

- (1) 寛雅博「続・関東御領考」(石井進編「中世の人と政治」、一九八八年、同「武家領」(講座 日本莊園史) 2、一九九一年)
- (2) 佐藤進一「日本の歴史 9 南北朝の動乱」(一九六五年)。その後の研究史は、六月令を否定する黒田俊雄「建武政権の所領安堵政策——同の法および徳政令の解釈を中心に——」(「日本中世の国家と宗教」、一九七五年)、七月二五日官宣旨にみえる「牢籠」等の意味を安堵の文脈で解釈された笠松宏至「中世の安堵」(「日本の社会史」第4巻、一九八六年)、六月一五日令を旧領回復・新恩

給与制限令と解釈し、当知行保護政策上で本領安堵(旧領回復)と当知行地安堵の矛盾解決の中で足利尊氏の建武三年(一三三六)二月の元弘没収地返付令があることを論じた近藤成一「本領安堵と当知行地安堵」(石井進編「都と鄙の中世史」、一九九二年)、六月令を当知行安堵・違乱排除の二項を發布したものとみて、安堵の政権内での動向を時系列的に検討し、基本的には鎌倉幕府の是非の判断による安堵を指向していたとみる吉原弘道「建武政権の安堵に関する一考察」(「古文書研究」四〇、一九九五年)などがある。

- (3) 『鎌倉市史 総説編』(一九五九年)、三七二頁。

- (4) 前注(2) 佐藤進一著一七・五六頁。

- (5) 笠松宏至「中世關所地給与に関する一考察」(「日本中世法史論」、一九七九年、初出は一九六〇年)

- (6) 能信の教学については、武蔵の高幡不動堂儀海からの伝授を中心とした研究に厚みがあり、近藤喜博「中世の高幡不動堂——儀海上人を中心として——」(「東京史談」一七—四、一九四九年)、榎田良洪「真言密教成立過程の研究」(一九六四年)、平岡定海「真福寺の成立について」(「弘法大師と現代」、一九八四年)、細谷勘資「儀海の布教活動と中世多摩地方」(「八王子の歴史と文化」、一九八九年)、藤田定興「小手保川保への真言教学と儀海」(「福島史学研究」五二、一九九〇年)がある。多くは、儀海の動向、儀海教学の普及を真言僧の血脈からたどり地域的なひろがりとして定着を論じているが、平岡氏は、真福寺の教学が儀海の武蔵方と伊勢方面の慈恩寺方・安養寺方にあると、東密の問題を血脈面で明らかにし、真福寺の成立・発展を寺僧と教学面から述べている。ついで、山崎誠氏は真福寺に伝来した聖教目録を通して能信らの真言聖教の伝授による寺院への聖教の蓄積過程を整理している(「真福寺古目録集」解題、国文学研究資料館編「真福寺古目録集」(真福寺善本叢刊一)、一九九九年)。

儀海が住した高幡不動堂にも多くの聖教が伝来しており、儀海本を能信が書写したのも「二教論愚草」によって知ることができる(広瀬良弘「高幡金剛寺典籍・聖教文書の概要」(「高幡金剛寺典籍・聖教文書目録」、一九八八年)。ただ、「二教論愚草」は京都智積院で書写されて関東に還流したものである。他に高幡金剛寺が所蔵する能信系書写本及び版本には「即身義愚草」「秘藏宝論愚草」「瑜祇拾古鈔」があり、「秘鈔問答」の一部は文明一六年(一四八四)に大須真福寺の秘本が書写されて高幡不動堂に伝来している。

なお、高幡金剛寺は、武蔵国徳常郷内に所在し平忠綱一族が領主であった。忠綱の子孫の助綱一族と儀海の関係は、金本展高氏が平忠綱一族との所領での結合を指摘され(「中世前期における多摩川中流域——高幡金剛寺の周辺——」、石井進編「都と鄙の中世史」、一九九二年)、段木一行氏は、儀海らの施入した不

動明王像の銘について、助綱を忠綱の嫡子の可能性があることを指摘している（金剛寺蔵不動明王像胎内文書の分析）、小川信編『中世古文書の世界』、一九九一年。

高幡不動堂の儀海の活動や周辺をとりまく領主の活動については、不動明王像の胎内文書の翻刻紹介にあわせ全体的な報告が詳細な解題を付して『日野市史 史料集』（一九九二年）および『日野市史 通史編二（上） 中世』（一九九四年）として刊行されている。

(7) 稲葉伸道「真福寺と東大寺」、稲葉伸道・鳥居和之「東大寺文書」解題（国文学研究資料館編『古文書集 一』（真福寺善本叢刊8）、二〇〇〇年）。なお、東大寺文書は聖教紙背文書を表に展開したものである。また、大須真福寺所蔵聖教紙背文書のうち、高野山関係は拙稿「大須真福寺所蔵『富楼那集』紙背文書の翻刻と紹介―十四世紀初頭の高野山とその所領」（『愛知学院大学文学部紀要』三〇、二〇〇〇年）も参照されたい。

(8) 平井俊映「鎌倉時代の三論教学」（『金沢文庫研究』二六九、一九八二年）。なお、真福寺伝来の『五秘密再極口決』は、永仁二年（一二九四）に泊浦大福寺で恵海によって書写伝授が開始されたものが嘉元四年（一二三〇六）に八幡法蘭寺で朝瑜に伝授され淳照が伝領して真福寺に伝来したものである。また、『花蔵院伝法次第』は、淳照が嘉元三年に法蘭寺で書写し伝来したものである。密教の伝授の関係でも、真福寺は法蘭寺と関係が認められることも指摘しておきたい。

(9) 上・下二巻。真言宗智山派宗務庁、一九九九年。

(10) ほかに頼濟との関連が推定されるものに次のものがある。後の調査・検討のために記しておく。

○正和二年（一二三三） 『因明入正理論』（真・大真）  
「正和二年四月十七日、於東大寺西南院禪室、以東南院御本、誂童形令書写、以年来所持、自校点訖、是則校合嚴本也、  
顕密両宗末塵頼□法印」

○建武二年（一二三五） 『教理具足事』（大真）  
（表紙）「建武二四月十一日」「三論宗頼瑜」  
このほか「頼濟」については、貞治四年（一二三五）に金剛寺で儀海の『瑜祇經拾子抄』を書写していることが確認されている（常陸六蔵寺所蔵、『神奈川県史』資料編二―一六一〇、細谷勘資「解説」『日野市史 史料集』、一九九二年）。

その本文は、以下の通りである。

徳治三年四月廿九日、於鎌倉大仏谷、西剋令染筆畢、 義海  
貞治二年六月十五日、於武州高幡不動堂虚空蔵院、已剋書写畢、 頼濟

ここにみえる「頼濟」が東大寺の頼濟と確認されれば、同人の東国下向と義海

本の真福寺以外への拡大を知る材料となろう。今後の確認・検討が必要となろう。なお、真福寺伝来の聖教の文中に出てくるものは、いまだ、その全貌を閲覧・検討してはいないことを注記しておく。

(11) 永村真「寺内僧団の形成と年預五師」（『中世東大寺の組織と経営』、一九八九年）  
(12) 稲葉伸道「中世東大寺寺院構造研究序説」（『中世史研究』創刊号、一九七六年）

(13) 山崎誠「解題」（『真福寺古目録集 真福寺善本叢刊1』、一九九九年）、拙稿「金沢北条氏・称名寺の所領経営と在地社会―畿内近国地域の所領と領主を中心に―」（『中世史研究』二六、二〇〇一年）。

これらの僧について真福寺所蔵聖教から簡略に述べておく。賢譽は印信血脈に鎌倉極楽寺の義能の法弟とみえ「大福寺長老」とみえる（五三箱一八）。なお、義能には金沢称名寺住とするものもある（山崎誠「寺院の文献資料」『国文学解釈と教材の研究』四五巻一二号、二〇〇〇年）。また、実印（実済）は「金剛界」印信に次のようにみえる。

右、於勢州鈴鹿郡慈恩寺、以賢譽上人被授秘印奉授盛尊大法師畢、  
嘉暦二年丁卯十一月十八日 伝灯大法師実済  
実済は賢譽の弟子で鈴鹿慈恩寺にあったと確認できる。また『秘鈔』の奥書には、  
嘉元四年五月三日、書写了、 金剛仏子実印  
于時曆応五年卯月廿九日、先師実済御存生之時、依令伝授以彼御本書写了、  
とみえ、実印は晩年には実済と名乗っていた。実済の晩年の動向は、西院流宏

教方の「六通貞記 三大別記」の次の奥書にもうかがえる。  
承元四年十二月五日、六通大事令書写畢、一々蒙指誨承口伝耳、  
金剛師禪一

此重以下大事等、悉授亮禪畢、 法印権大僧都  
正応元年四月比、先師所勞之間、亮禪看病之處、自筆書授賜畢、  
亮禪

建武四年八月十一日、於尾州徳林寺奉授能信畢、  
金剛仏子実済

晩年は、尾張国徳林寺にあった。元徳二年（一二三〇）に慈恩寺で祐禪に伝授した「口伝」には「長老実済御年七十」とみえ（真福寺六一箱）、文字通り老僧であった。また、祐禪は文和三年（一二三四）―二月二日に信瑜から伝法灌頂を授けられており信瑜の弟子となっている（伝法灌頂印信、真福寺六一箱）。

なお、慈恩寺が西大寺律宗であることは、松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」（『三浦古文化』五一、一九九二年）を参照。

実済に伝授した亮禪は「六通貞記」の伝授からみて、宏教―能禪―亮禪と付法された西院流宏教方正嫡の亮禪だろう（『諸法灌頂秘藏鈔』、『真言宗全書』第二七）。亮禪は、東寺の定額僧で鎌倉に下向してのちに東寺宝菩提院の開祖となった（西院流能禪方伝授録『真言宗全書』第三二）。「野沢血脈集」『真言宗全書』第三九）。建武政権期には、元弘三年（一一三三）―二月二日に三月二日に行うべき御影供を後醍醐天皇の入洛をまつて行った際の導師をつとめ（『東宝記』）、建武元年三月一六日の月食の祈禱も行っている（『建武記』）。このうち、同年三月一八日に東寺三長者を辞している（『東寺長者補任』、以上『大日本史料』第六編之一）。

(14) 聖忠には、延慶三年（一一三一）八月二四日に隆恵に伝授した印信に「前大僧正聖忠」とみえ、同一人物の可能性が高い（真福寺六一箱）。今後の参考に記しておく。

(15) 『真言密教成立過程の研究』（一九六四年）、七一―四頁

(16) 『天野行宮金剛寺古記』（大阪府史蹟天然記念物調査報告書第六輯、大阪府、一九三五年）

(17) 良殿については、『童子経口決』があるので、紹介しておく。

御本云、

正応四年十二月二十四日、為或小児書写供養此経之記之、

金剛仏子頼

金剛仏子良殿

正応五年六月晦日、書写之、

嘉元三年正月二日、於根来寺五坊書写之、

金剛仏子

延慶二年二月十七日、於光明山寺書写了、

金剛仏子、東南院之本

(18) 真福寺と東南院の關係は濃厚だが、本文で述べた以外の僧で、真福寺に聖教

が伝来する東大寺僧のことも後の検討のため述べておこう。

①寛実は、宗性の『俱舍論』を永仁五年（一一九七）に東南院東室善房で書

写しており、正和四年（一一三五）書写の『三宝院流印可日記』には「東南院

申入」と見えており、東南院の伝授本であった。②頼□は、正和二年に東大寺

西南院で「因明入正理論」を東南院本で校合し書写し「顕密両宗末塵頼□」と

署名している。③範円は正和三年に東大寺東室で「相違因短釈」を書写してい

る。

このほか、東南院関係では信瑜が任瑜に伝授した「地藏院流東南院方血脈」もある。信瑜の東密流派と東南院に関わるので参考までにあげておく。また、東南院東室本を校合本に使用したものは、嘉暦四年（一一三二）に「法花統

略」を四聖坊で書写した良快があり、良快は「局通対」も書写している。関連して、東室に対し西室と僧坊の名が知られるものに「相違因抄」がある。

東南院以外では、建治元年（一一七五）の修南院での因明講の記録に「聴聞集」、建武二年（一一三五）に尊勝院で談義された「俱舍論疏」が文安元年（一一四四）に美濃国東池田で書写され真福寺に伝来している。他に因明講で使用されたと思われるものには嘉元三年（一一三五）に忠輪が書写した「因明相違決定自他共事書」がある。また、応安三年（一一七〇）には西室実相院書写本の「灌頂名義極秘決」もある。

最後に、詳細不明ながら東大寺関連とみられる聖教をあげると、宗性の『維摩会精義二明用意抄第四年第二夜』を英海が正和三年（一一三四）に書写、「法花統略」が良海により嘉暦元年（一一三二）に、『華嚴乗教分記』が文安四年（一一四七）に快舞（祐乘）により書写されていることをあげることができる。

(19) 稲葉伸道「真福寺と東大寺」（『真福寺善本叢刊』第八巻、二〇〇〇年）

(20) 本文の試説は、拙稿「鎌倉北条氏の所領経営についての基礎研究」（平成12・13年度科学研究費研究成果報告書、二〇〇二年）で一度行った。1覚□書状、

2覚□書状は俊禪とまぎらわしい感じがあり、報告書段階では俊禪書状としておいたが、再度、原本との校合を二〇〇二年七月一六日に行つて訂正した。本文の字句訂正も同様である。ただし、現在でも読みかへる必要とする部分もある。まずは今後の検討の材料を提供したいと考える。今後、再検討される際には読解を訂正していただきたいと考える。

(21) 森茂暁「建武政権の構成と機能」（『南北朝期公武関係史の研究』、一九八四年、初出は一九七九年）。なお、治部左衛門行仲は不明。

(22) 森茂暁「建武政権の法制―内閣文庫本『建武記』を素材として―」（『南北朝期公武関係史の研究』、一九八四年、初出は一九七九年）

(23) 永村眞一「寺内僧団の形成と年預五師」（『中世東大寺の組織と経営』、一九八九年）

(24) 畠山聡「中世造東大寺長官ノート―朝廷訴訟と造営事業を中心に―」（『國學院大學大学院紀要―文学研究科』、一九七九年）

(25) 「惠鎮（円観）上人年譜稿」（『太平記の成立 軍記文学研究叢書8』、一九九八年）。宝戒寺は、建武元年一月二二日に斧始めが行われ、翌建武二年春に落成したと伝える（『宝戒寺縁起』、『大日本史料』第六編之二）。

(26) 岡見正雄校注『太平記（二）』（角川文庫、一九八二年）

(27) 聖珍は後宇多院の弟恒明親王の子。「尊卑分脈」には「東大」「東南院」「早世」、『系図纂要』には「東南院、入三寶院、元徳二年十二月廿七立親王、東寺一長者、東大寺別当」とみえ、「野沢血脈集」には、東南院流として醍醐寺の憲深以下、

- 玄慶―聖忠―聖尋―聖珍の付法関係がみえており、東南院流の正嫡であった〔真言宗全書〕第三九。また、『東大寺別当次第』には、建武元年（一三三四）から同二年、康永二年（一三三三）から観応元年（一三五〇）まで東大寺別当の職とみえ、『東寺長者補任』には文和三年（一三五四）九月の宣下により東寺長者に就任し、延文元年（一三五六）に辞任するまでこの職にあったとみえる（『群書類従』第四輯）。なお、恒明親王は元弘四年（一三三四）正月七日に一品に叙せられている（『師守記』康永三年正月七日条、『大日本史料』第六編之一）。
- (28) 大須真福寺と聖珍の関係は、「大須宝生院政祝僧都相承」の印信・血脈類を類聚した『諸法灌頂秘藏鈔』により、道範方および三宝院流西南院方などの法流が「聖忠―聖尋―聖珍―信瑜―任瑜―政祝」と伝流している点を確認できる（『真言宗全書』二七）。この点から、俊禪は信瑜・任瑜らの真福寺僧と聖珍からみた場合に法弟子関係にあった可能性があろう。
- (29) 信聡は元亨二年（一二三二）の維摩会の第五夜の堅者を務めたことが指摘され、真福寺伝来『東大寺文書』に成巻されている『維摩会真俗日記』の裏を利用して記された『元亨二年維摩会堅儀日記』の記主は信聡ではないかと想定されている（稲葉伸道・鳥居和之『東大寺文書』解題、国文学研究資料館編『古文書集 一』〈真福寺善本叢刊8〉、二〇〇〇年）。
- (30) 『京都大学文学部博物館の古文書 第6輯 東大寺文書』。西部荘の概観と研究史は、高村隆『西部荘』（講座日本荘園史 5 東北・関東・東海地方の荘園）、一九九〇年を参照。
- (31) 『鎌倉末―南北朝期における東大寺別当と惣寺』嘉暦三年『東大寺年預所記録』をめぐって（『日本中世の寺院と社会』、一九九九年、初出は一九八八年）。また、荘務権など寺運営の核が政所系列から惣寺系列に鎌倉期に移行していくことは前注（12）稲葉氏論文も参照。
- (32) 『東大寺大勸進職の機能と性格』（中世東大寺の組織と経営）、一九八九年、初出は一九八一年。
- (33) 『建武新政期における東大寺と大勸進』（山本信吉・東四柳史明『社寺造営の政治史』、二〇〇〇年）
- (34) 『恵鎮円観を中心とした戒律の復興―北嶺系新義律僧の場合―』（『三浦古文化』四七、一九九〇年）
- (35) 納富常天『湛睿の華嚴教学』（『金沢文庫資料の研究』、一九八二年、初出は一九七七年）
- (36) 拙稿『金沢称名寺領加賀国軽海郷について―鎌倉期を中心にして―』（『日本中世史論巧』、一九八七年）
- (37) 菊池武雄『建武政府国司守護表』（『世界歴史事典』22・史料篇・日本、一九五五年）、吉井功児『建武政権の国務管掌者・国司・守護―諸国編―』（『建武政権期の国司と守護』、一九九三年）、同『建武政権前後の知行国主と国司』（『中世政治史残篇』、二〇〇〇年）。
- (38) 正慶元年（一三三三）二月一六日の金沢貞将寄進状には、赤岩郷が信濃国石村郷・武蔵国六浦荘富田郷とともに称名寺に寄進されたことある（『鎌倉遺文』三一六八六）。改元前の年号が記された偽文書である（『豊野町の資料―豊野町誌5』（二〇〇一年）四〇四頁に写真あり）。理由は、金沢貞将の花押は文保元年（一二三二）ころの花押にはほぼ一致し、当該期の花押と異なる（『金沢文庫資料図録』二四九頁『金沢貞頭書状』付載写真参照（百瀬今朝雄氏執筆、一九九二年）。神奈川県立金沢文庫『北条頼時―金沢北条氏二代』四六頁写真・解説、二〇〇一年）。称名寺による所領回復のために作成された文書といえよう。
- (39) 楠田良洪『真言密教成立過程の研究』（一九六四年）五九二頁。岡見正雄氏は、『都法秘録開書』にみえる同書の元徳三年（一三三一）六月の金沢沢での紛失を恵鎮の捕縛と関東移送にちなむと解釈された（『太平記（一）』三一七頁、角川文庫、一九七五年）。金沢沢は鎌倉七里浜にある行向川の西側をさす呼称で、鎌倉では陰陽道の七瀬祓が行われた場で、刑場でもあったように鎌倉の西の境界にあたっていた（『新編相模国風土記稿』）。岡見氏の推測は蓋然性が高からう。また、実真の法流が高幡不動にも及んでいたことは『我友之口決』の奥書によって判明する（高幡金剛寺典籍・聖教文書目録、一九八八年）。
- なお、恵鎮周辺の天台僧と鎌倉関係の僧の交流は光宗の『深風拾葉集』に豊富である（『大正新修大藏經』卷七六、なお、頁は同書の頁をしめす）。同書には、恵鎮について「元弘比、法勝寺上人為勅使拜見相也」とみえ、恵鎮が比叡山の根本中堂の仏の印相を見た秘事を伝えている。関東との関係は、江島縁起が収録され、供養の日付には西明寺殿・最勝園寺殿と北条時頼・貞時の両名がみえ（八七二頁）、寿福寺の砂金埋納入伝説（六二七頁）など、関東の緊密な関係を示唆しているのだが、金沢長老と一山一寧の談話を聞き記している（七六二頁）。金沢長老は称名寺長老審海のことと考えられるので（高橋秀栄『金沢長老と一山一寧』『金沢文庫研究』一九八、一九七二年）、実真との親しさもこうした僧間の交流と関係したことと考えてよからう。また白密僧と足利氏の親しさは小川証承僧正との祈禱関係に見え（六三〇頁）、光宗自身は津軽の下向した際に得宗被官とみられる安藤次郎太郎の甥賢一律師と親密な関係を有していた（四五五頁下）。
- (40) 前注（38）参照。
- (41) 拙稿『信濃国太田荘と金沢北条氏』（『信濃』四八―一九、一九九六年）

- (42) 竹内理三「日本上代寺院経済史の研究」(竹内理三著作集・第二巻、原典は一九三四年、一九九九年)
- (43) 竹内理三「寺領荘園の研究」(竹内理三著作集・第三巻、原典は一九四二年、一九九九年)
- (44) 『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』(一九七一年)
- (45) 「建武政権の国務管掌者・国司・守護」諸国編」(建武政権期の国司と守護、一九九三年)、同「建武政権前後の知行国主と国司」(『中世政治史残篇』、二〇〇〇年)。吉井氏の知行国主についての検討は中野達平氏の研究に依拠している。中野氏論文未見により、注記しておく。
- (46) 新田義貞の越後国支配は、国司としては国衙目代船田入道、守護としては守護代由良入道を通して支配が行われた(峰岸純夫「建武政権下の新田一族」『新田町誌』第四巻、一九八四年)。また、新田義宗は、建武元年五月に越後国一宮弥彦社に太刀を奉納しているように一宮にも勢力を扶植した(大矢文書、『新潟県史』資料編5―二七八五)。
- (47) 「中世東大寺と聖武天皇」(『日本中世の寺院と社会』、一九九九年、初出は一九九一年)。久野氏は、東大寺文書は文書数のうえで南北朝期にかけての時期に最大のピークがあり寺の活動と相関関係にあるといわれている(『解説』『京都大学文学部博物館の古文書 第6輯 東大寺文書』(一九九〇年)。
- (48) ただ、元弘三年二月の段階でも「可被興当寺仏法者、為関東御事書随一事」と鎌倉頼みの姿勢を維持されており、「天平勅施入」はすべてに優越する論理ではなかった(東大寺文書、『鎌倉遺文』三三〇〇四)。引用史料中の「金札」は前注(47)久野氏論文で指摘される銅板銘のことであろう。
- (49) 苜部荘の地頭長井氏と東大寺の相論と寺領経営の推移は、網野善彦「荘園公領制の形成とその盛衰―東大寺領苜部荘を中心に―」(『日本中世土地制度史の研究』、一九九一年、初出は一九八〇年)を参照。
- (50) この間の相論で、大中臣氏を非御家人として幕府に訴え公武両面からの安堵を確保しようとしたことについて、高橋典幸氏は、東大寺は大中臣氏が非御家人のために御家人跡の知行継承者の要件を満たさないという「天福・寛元法」を逆手にとつて東大寺の寺社本所一円領化を推進したと述べられている(『荘園制と武家政権』『歴史評論』六二二、二〇〇二年)。
- (51) 福島紀子「南北朝初期の信濃における禅律方寺院の相論の展開―金沢称名寺領太田荘大倉郷を例として―」(『信濃』四八―九)
- (52) 田辺久子「鎌倉府の成立」(『神奈川県史 通史編1』、一九八一年)
- (53) 「越後に於る守護領国の形成」(『史学雑誌』六八―八、一九五九年、『中世日本の政治と史料』、一九九六年に再録)。また、高橋一樹氏は、①鎌倉中後期の越後国御家人の多くが鎌倉幕府成立以前から越後に所職を得ており、大半が信濃・甲斐出身であること、②越後頸城地方の国衙領は北条氏領から建武政権下の守護・国務新田氏を経由して室町幕府守護領に継承されることを指摘されたが(越後国頸城地域の御家人―「六条八幡宮造管注文」を手がかりに―)『上越市史研究』二、一九九七年)、寛□書状にみえる佐渡をめぐる「信乃・越後一休」の言はこうした点を色濃く反映した発言とみられよう。
- (54) 前注(2)佐藤進一著、五九頁。
- (55) 「荘園公領制の発展と転換」(『日本中世土地制度史の研究』、一九九一年、初出は一九七四年)
- (56) 「荘園制の展開」(『岩波講座 日本歴史 5 中世1』、一九七五年)
- (57) 「荘園制と武家政権」(『歴史評論』六二二、二〇〇二年)
- 〔付記〕 本書とは名古屋大学阿部泰郎、国文学研究資料館山崎誠氏らとの調査で出会い、真福寺の岡部快圓師に掲載の御許可をいただいた。また、岡部快見氏には調査のたびにお世話になり、お取りはからいただいた。本書の理解にあたっては、名古屋大学での研究会のあり、稲葉伸道(名古屋大学)、大島薫(関西大学)、小木曾千代子(徳川美術館)、千本英史(奈良女子大学)の各氏から有益な御教示を賜った。末尾ではあるが、感謝の詞を記しておきたい。
- 最後に、真福寺僧の法流と寺の組織・経営については、成稿後、稲葉伸道氏が「尾張国真福寺の成立―中世地方寺院の一形態」(名古屋大学文学部研究論集『史学』48、二〇〇二年)を発表された。あわせて参照いただけると幸いである。
- (愛知学院大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了)

## Negotiation by Todaiji in the Kenmu Regime Period to Acquire Togoku Shoryo: from Inscriptions on the Back of the *Hassho Issho Toku-bodai-koto* Document Held at Shinpukuji

FUKUSHIMA Kaneharu

The collapse of the Kamakura bakufu produced massive forfeited lands, as exemplified by the old Hojo possessions. One view is that the protection of the *jiin-ryo* associated with Hojo and the Kamakura bakufu was protected by the Kenmu government and was not at risk of forfeiture. Another is that an order for forfeiture of *jiryo* was issued on or after the order of June 15, Kenmu 1 (1334), but that it was immediately withdrawn. There are still many parts of this issue that are unresolved. This paper examines the issue by means of studying the inscriptions on the back of the *Hassho Issho Toku-bodai-koto* document held at Shinpukuji in Osu, Nagoya.

The *Hassho Issho Toku-bodai-koto* was a possession of *Raisai* of Todaiji Tonan-in, and is thought to have been handed down to Shinpukuji because *Raisai* and *Noshin*, founder of Shinpukuji were fellow-disciples, having received tuition directly from *Shinyu* of Shinpukuji was *Syochin-Shinno* of Todaiji Tonan-in. The inscriptions on the back of the document record negotiations between Todaiji and the Imperial court in the Kenmu period before November of Kenmu 2 (1335). The Todaiji - Imperial court negotiations show the province of Sado a Todaiji Chigyo-*koku* and the acquisition of Kanesawa Hojo / Shomyoji *kyuryo* Shinano province Ota-no-sho. In the negotiations, the Emperor Godaigo showed a great deal of trust, appointing Todaiji as *Daikanjin-shiki*. In attempting to make the acquisition, Todaiji declared a position of "*Tempyo Chokusenryu*", and that has been developed as a theory supporting proceeding by eliminating the intervention of any *buke*, and achieving unification around the *honjo*. In response, Shomyoji, which had set up a system of protection by Ashikaga Tadayoshi, planned a transfer from being Hojo's *ujidera* (privately-held temple) to being Ashikaga's *kitoji* (temple for prayer). The Todaiji side was putting its hopes in the support of Nitta, but the struggle between Nitta and Ashikaga after the end of Kenmu 2 (1335) resulted in the Nitta's defeat and Ashikaga's victory, and it appears that that put a stop to Todaiji's requests to expand its control in Togoku. In Togoku, the system of *chigyo*, including *shoen* / *koryo*, was established under Ashikaga's protection, and the Old Kamakura/Hojo-related temples were brought into it, so it appears that they made a new start as temples under the newly established *buke* administration.